

あいぎんでんさいネットご利用規定 新旧対応表

改定前	改定後
	2025年1月1日現在
第2条 (関係規定の適用・準用) 1. ~ 2. (省略) 3. 本利用規定に定めのない事項については当座勘定規定、預金等規定、振込規定、「あいぎんビジネスダイレクト[セキュアプラス]」ご利用規定等の各条項に従うものとします。	第2条 (関係規定の適用・準用) 1. ~ 2. (変更なし) 3. 本利用規定に定めのない事項については当座勘定規定、預金等規定、振込規定、「あいぎんビジネスダイレクト[セキュアプラス]」ご利用規定、「あいぎんビジネスポータルご利用規定」等の各条項に従うものとします。
第5条 (申込要件) 本サービスをお申込みいただくには、規程第12条第1項の利用者要件に加え、当行が提供する事業者向けインターネットバンキングサービス「あいぎんビジネスダイレクト[セキュアプラス]」(以下「法人IB」といいます。)の契約が必要となります。	第5条 (申込要件) 本サービスをお申込みいただくには、規程第12条第1項の利用者要件に加え、当行が提供する事業者向けインターネットバンキングサービス「あいぎんビジネスダイレクト[セキュアプラス]」(以下「法人IB」といいます。)の契約およびあいぎんビジネスポータルの利用に同意いただく必要があります。
第9条 (契約者による本サービスの解約) 1. ~ 3. (省略) 1. 解約の効力は、当行所定の書面に契約者が記載した「解除希望日」以降の日で、当行およびでんさいネットでの解除手続が完了した日にその効力を生じます。なお、解除手続が完了するまでは、第12条第3項および第13条第2項に該当する場合を除き法人IBの契約も解除できません。	第9条 (契約者による本サービスの解約) 1. ~ 3. (変更なし) 4. 解約の効力は、当行所定の書面に契約者が記載した「解除希望日」以降の日で、当行およびでんさいネットでの解除手續が完了した日にその効力を生じます。なお、解除手續が完了するまでは、第12条第3項および第13条第2項に該当する場合を除き法人IBの契約および法人あいぎんビジネスポータルも解除できません。
第28条 (本人確認) 1. 以下の場合、サービス使用者が本人の意思で本サービスを利用したこと、および本サービスの利用内容がサービス使用者本人からの真正な依頼であることを確認できたものとします。 (1) 法人IBへログインし、本サービスを利用した場合	第28条 (本人確認) 1. 以下の場合、サービス使用者が本人の意思で本サービスを利用したこと、および本サービスの利用内容がサービス使用者本人からの真正な依頼であることを確認できたものとします。 (1) あいぎんビジネスポータルまたは、法人IBへログインし、本サービスを利用した場合

以上